令和5年第10回五所川原市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年9月12日(火) 午後3時
- 2 開催場所 五所川原市学習情報センター 大会議室
- 3 出席委員 19名

会 長

20番 森 義博

会長職務代理者

19番 小山内 清人

委 員

1番 金谷 広大 2番 乘田 栄一

3番 外崎 高逸 4番 石岡 雅樹

5番 小林 達英 6番 秋谷 諭

7番 佐藤 善一 8番 石岡 清一

9番 一戸 孝志 10番 工藤 昇

11番 佐藤 敬道 12番 阿部 喜代志

13番 小笠原 進 14番 相馬 孝雄

15番 柳原 一夫 17番 中谷 徳善

18番 小野 列子

欠席

16番 白戸 裕丈

4 次 第

- (1)開 会
- (2)会長挨拶
- (3)議長選出
- (4) 議事録署名者の指名及び書記任命
- (5)業務報告

(6)議事

議案第45号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第46号 農用地利用集積計画の決定について

議案第47号 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について

議案第48号 不動産取得税徴収猶予に関する適格者について

報告第15号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分の取消しについて

- 5 その他
- 6 閉 会
- 7 参 与

農業員会事務局

局長 一戸 武二

次長 西村 実洋

農地係長 松本 裕也

農政係長 工藤 知徳

農業委員会金木支所

支所長 秋村 正紀

農業委員会市浦支所

主 査 斎藤 俊宏

農林政策課

主 事 太田 樹

(開会時刻 午後3時)

司 会 ただ今から令和5年第10回総会を開会いたします。 はじめに、森会長よりご挨拶をお願いします。

会 長 (あいさつ)

司 会 次に、議長選出ですが、総会規則により、森会長に議長をお願いします。

森会長、よろしくお願いします。

会 長 (議長席へ)

議 長 それでは、暫時の間議長を務めますので、議事進行につき まして、ご協力をお願い致します。

本委員会の在籍委員数は20名であります。本日の出席委員数は19名であり、定足数に達しており、会議が成立いたしました。

次第4「議事録署名者の指名及び書記の任命」を行います。 五所川原市農業委員会会議規則第26条に規定する署名者 の指名ですが、私から指名させていただくことに、ご異議ご ざいませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議 長 異議なしの声がございましたので、それでは私から指名させ ていただきます。

> 議事録署名者には、11番 佐藤 敬道 委員、 12番 阿部 喜代志 委員のご両名を指名いたします。 また、書記には工藤農政係長を任命いたします。

議長 なお、参与として、一戸事務局長、西村次長、松本農地係 長、秋村金木支所長、市浦総合支所 斎藤主査、農林政策課 太田主事にお願いいたします。 次に、次第5業務報告を参与から報告していただきます。

参 与 (報告)

令和5年8月23日午前9時30分から、市役所2階会議室においてあっせん委員会を行い、髙橋 克也推進委員と事務局であっせんにあたりました。

3条有償移転事業1件、あおもり農業支援センター事業1件を適正に処理したことを報告いたします。

令和5年8月18日午前10時から、工藤 昇委員、小野列子委員、木村 真也推進委員で五所川原南地区の法務局照会1件の現地調査を行いました。

議 長 ご報告ありがとうございます。

それでは、本日の議案に入らせていただきます。

議案第45号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 1ページをご覧ください。

議案第45号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」であります。

農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請 書の提出があったので審議を求めるものであります。

申請件数は、有償所有権移転5件、無償所有権移転2件です。

2ページをご覧ください。

1番 大字藻川字善津袋、田1筆 、853 m² 譲渡人、譲受人は記載のとおりです。 農業委員会あっせん総額100,000円の有償移転です。

- 2番 大字原子字紅葉、畑3筆、合計4,807㎡ 譲渡人、譲受人は記載のとおりです。 総額600,000円の有償移転です。
- 3番 大字長富字鎧石、畑1筆、792㎡ 譲渡人、譲受人は記載のとおりです。 総額20,000円の有償移転です。
- 4番 大字太刀打字常盤、田 2筆 、合計 2, 2 7 7 ㎡ 譲渡人、譲受人は記載のとおりです。 親から子へ贈与による無償所有権移転です。
- 5番 金木町蒔田桑元、畑3筆、合計853㎡ 譲渡人、譲受人は記載のとおりです。 総額10,000円の有償移転です。
- 6番 金木町芦野、畑1筆 、952 m² 譲渡人、譲受人は記載のとおりです。 贈与による無償所有権移転です。
- 7番 十三琴湖岳、畑1筆 、400 m² 譲渡人、譲受人は記載のとおりです。 総額 50,000 円の有償移転です。

以上、皆様のお手元にお配りしています調査書のとおり、 農地法第3条第2項の不許可要件に該当せず全て許可相当で あると判断されます。

議長 議案第45号についての説明が終わりました。 ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、議案第45号について原案の とおり許可することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第45号について原案の とおり許可いたします。

議 長 つづきまして議案第46号「農用地利用集積計画の決定に ついて」を議題といたします。 参与より説明をお願いします。

参 与 5ページをご覧ください。

議案第46号、「農用地利用集積計画の決定について」であります。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めることについて、農業委員会の決定を求めるものであります。

件数は、利用権設定19件、所有権移転4件です。

6ページ、番号1番から14ページ19番までの利用権設定19件については、皆様のお手元にお配りしています調査書のとおり、各要件を満たしております。

15ページ、番号1番から17ページ4番までの所有権移転4件につきましては、すべてあっせん委員会による「あおもり農業支援センター」農地中間管理事業によるものです。

議長 議案第46号についての説明が終わりました。 閲覧時間を5分とりますので、閲覧をお願いいたします。

委員 (5分間閲覧)

議 長 それでは時間となりましたので、議案第46号について審 議いたします。

ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議 長 ご質問がないようですので、原案のとおり決定することに ご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第46号について原案の とおり決定いたします。

議長 つづきまして、議案第47号「地目変更登記に係る照会に 対する調査結果について」を議題といたします。 参与より説明をお願いします。

参与 18ページをご覧下さい。

議案第47号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」であります。

青森地方法務局五所川原支局登記官より標記照会がありました。件数は1件です。

1番 農地の所在は、大字漆川字清水流、田1筆、土地の所 有者は記載のとおりです。変更後の地目は雑種地です。 調査の結果、非農地であると判断され、事務局長名で 回答したので承認を求めるものです。

議長 議案第47号についての説明が終わりました。 ご質問のある方はお願いいたします。 委 員 (な し)

議長 ご質問がないようですので、議案第47号について承認 することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第47号について原案 のとおり承認いたします。

つづきまして、議案第48号「不動産取得税徴収猶予に 関する適格者について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参与 19ページをご覧下さい。

議案第48号「不動産取得税徴収猶予に関する適格者について」であります。

農地等の一括贈与にかかる下記贈与者及び受贈者について、地方税法附則第12条第1項に規定する適格者であることの承認を求めるものです。

1番 贈与者は記載のとおりで、農業を営んでいた期間は50年です。受贈者は記載のとおりで、農業に従事していた期間は17年です。農地法による許可年月日は記載のとおりです。特例の適用を受けようとする農地等の詳細は、金木町嘉瀬端山崎ほか田33筆、畑9筆 合計89,822㎡です。

徴収猶予を受けるための要件は次のとおりです。

- ・農地を生前一括贈与した日まで贈与者が引続き3年以上農業を 営んでいたこと
- ・贈与者の推定相続人に贈与するものであること
- ・受贈者が18歳以上で引き続き3年以上農業に従事していたこと

- ・受贈者が認定農業者等担い手であること
- ・所有農地の全部を贈与するものであること

以上の要件を全て満たしており、適格者であると判断されます。

議長 議案第48号についての説明が終わりました。 ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議長 ご質問がないようですので、議案第48号について原案 のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第48号について原案 のとおり承認いたします。

以上、議案第45号から議案第48号まで全ての審議が終了いたしました。

報告につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

事務局から何か報告等ございませんか。

事務局 (報告)

議 長 その他に何かございませんか。

議 長 以上をもちまして、本日の会議を全て終了いたします。 慎重なご審議ありがとうございました。